

第 23 回グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時 平成 30 年 11 月 12 日（月）18：00～20：00

会 場 本庁舎 201・202・203 会議室

出席者

【推進会議委員】 島田委員長、樋口委員、平澤委員、久保委員、齋藤委員、落合委員、龍口委員、菅原委員、加藤委員、内田委員、上森委員、原田委員
（欠席：池邊副委員長、牧野委員）

【庁内委員】 施設整備課長、産業振興課長、都市計画課長、建築審査課長、都市基盤管理課長、道路公園課長、環境対策課長（欠席：企画課長、観光課長、環境計画課長）

【傍聴者】 3 名（区職員 3 名）

【事務局】 5 名

1 開会

2 議事

（1）第 22 回グリーンプランおおた推進会議の振り返り

事務局：（事前送付資料 1－1、1－2 を基に説明）

委員長

- ・ 追記のあった箇所について説明があったが、自身の意見や質問等で修正、意見等はないか。

委員

- ・ 22 番の生物調査については、ぜひお願いしたい。

委員長

- ・ 特に異議が無いので全員一致で承認とさせていただく。
- ・ 事前送付資料 1-1 の議事概要は区ホームページで公開する。

（2）グリーンプランおおた 平成 29 年度実施事業の進捗状況報告の確認

事務局：（事前送付資料 2 を基に説明）

委員長

- ・ 事務局から前回からの変更点として、委員からの指摘で修正した 7 箇所について説明した。
- ・ 承認されれば区ホームページで公開する。
- ・ 本日欠席の牧野委員から質問が届いているので、事務局から説明する。

事務局

- ・ 18 色の緑づくり支援について、今年度まで推進、来年度から検証となっているが、どのような方法で検証しまとめていくのか。

- ・各地域での育成講習会は今年度で終了するのか。
- ・みどりの再活用はどのように広報しているのか。
- ・2箇所の圃場を維持管理しているが、みどりの再活用の業務が止まっているように見える。

環境対策課長

- ・1つ目の18色の緑づくり支援は30年度まで実施、31年度は検証である。
- ・各地区で地域の花を決め、自治会や学校など地域の方々の協力で活力ある地域づくりを実施してきたが、課題として、取組む区民が固定化しているということが挙げられる。
- ・具体的な検証方法については、今後検討する。
- ・今後、区民の方が地域の花の育て方などを学ぶ機会として、育成講習会は引き続き実施する方向で検討している。
- ・2つ目のみどりの再活用は、再利用可能な樹木を区が引き取り、再利用を希望される方に提供する事業である。
- ・みどりの再活用事業は大森南圃場を活用して実施してきたが、受け入れは、本圃場の受け入れスペースに余裕がなくなり、平成22年から引き取りを中止している。
- ・引き渡しは、樹木の管理及び引き渡しの負担が大きいこと、引き取った樹木が大木化し、移設に適さないものが多いこと、移設作業によって他の木にも影響が出てきていることなどから、引き渡しを平成29年から休止し、引き取った樹木の有効活用を含めた圃場の整備を検討している。
- ・今後は大森南圃場の再生計画なども踏まえ、都市基盤整備部との連携を取りながら検討したい。

委員長

- ・回答は最後まで一覧にさせていただく。
- ・今後検討という部分が多いと思うが、ぜひ育成講習会を継続していただきたい。
- ・圃場の再整備は前から議論されているので、引き続き検討をお願いしたい。
- ・本日出席の委員の皆さまから、ご意見ご質問があればご発言いただきたい。

委員

- ・事務局の回答で良い。

委員長

- ・承認されたので、この件についても区ホームページで公開する。

(3) 事業報告

事務局

- ・みどりの実態調査の速報について（当日資料1、当日資料2を基に説明）

都市基盤管理課長

- ・平成29年度 洗足池水環境改善基礎調査委託について（当日資料1、当日資料3を基に説明）
- ・平成29年度 公園ストック活用基礎調査委託について（当日資料1、当日資料4を基に説明）

委員長

- ・ 3点報告されたが、質問等あればご発言いただきたい。

委員

- ・ 平成 30 年度緑被分布図によると、河川敷と羽田空港の緑被面積が、人の住んでいる場所の緑被面積と同じくらいの面積を占めている。
- ・ 人が住んでいる場所の緑被率を比べたほうが、他の自治体と比較しやすいように感じる。
- ・ 河川敷と羽田空港の緑被面積が多いことによって大田区全体の緑被率が高いと言われても実感が無いが、どう評価すべきか。
- ・ 羽田空港に緑地があるとは思えないが、空港内に草が生えているということか。芝地なのか、雑草地なのか。

事務局

- ・ 人が住んでいる場所の緑被率については、本調査では町丁目別に緑被率集計を実施する。
- ・ 羽田空港と河川敷を除いた場所ではどのくらいの緑被率なのか、どの町丁目で緑被率が高いのかを報告書に取りまとめていく予定である。
- ・ 羽田空港はかなり緑化されており、芝地も雑草地もある。
- ・ 空港整備の関係で植栽が決められているのではないか。

委員

- ・ 当日資料 1 の P15 樹林地の種類別の分類について、「変化無し」「消失」「縮小」とある一方「増加」が無いが、大田区では樹林地の増加は一箇所も無いということか。

事務局

- ・ 樹林地の現地調査はこれから行う予定であり、前回現地調査を実施した 138 箇所の変化を示した暫定の表である。
- ・ 暫定値の緑被データを用いて樹林地を確認すると、300 m²以上の樹木被覆地は沿岸部分に増えているため、今後現地調査を行い、樹林かどうかの判断をしていく。
- ・ 新しく抽出された箇所も確認されている。

委員

- ・ 樹林地の現地調査から縮小の原因は分かるか。

事務局

- ・ 例えば、現地で樹木が減っている状況が確認されれば、伐採が原因だと判断できる。

委員長

- ・ 緑化に関する活動をしているのに、なぜ緑地が減少しているのか解明する必要がある。
- ・ 調査の詳細はこれから詰めていくことになるので、慎重に解析してほしい。

- ・ 10 年前と今回の測量方法、解析方法は異なるか。
- ・ 調査方法や解析方法が変わってしまう場合、数値として信用できるのか。

事務局

- ・ 航空カメラが高品質になり、処理するソフトウェアも進化しているが、調査方法については基本的には変わっていない。
- ・ 緑被を抽出する際に、以前見えなかったものが見えるようなことは無く、基本的には同じ調査である。

委員

- ・ 緑被率と分けてみどり率を測る目的は何か。
- ・ みどり率という名称が分かりにくい。

事務局

- ・ 「みどり率」は東京都が 2000 年 12 月に策定した「緑の東京計画」で設定された指標であり、緑被率と異なり、水面の面積と公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積を含むものである。
- ・ この中で、緑が持つ機能を最大限に発揮させていくためには水の役割は重要で、水も含めた緑の施策が大切であるとされている。
- ・ また、公園は敷地全体で緑が持つ機能を発揮しているため、公園全体を緑として捉えている。
- ・ このことから、みどり施策を推進する指標として、緑被率に水面の面積と公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積を含む「みどり率」を算出している。

委員

- ・ 大田区の緑被率は何%くらいが理想的なのか。

委員長

- ・ 現在の大田区の緑被率は、23 区のうち何番目になるのか。

事務局

- ・ 平成 21 年の調査結果は、平成 28 年 3 月のグリーンプランおおた中間見直し時点では 23 区内 7 番目である。
- ・ 理想的な緑被率については区によって特徴が異なるため一概には言えないが、大田区は平成 21 年度の緑被率に対して緑被率を増やしていこうと目標値を定め、公園の整備や民間の開発指導などを行い、緑を増やしていくように進めている。
- ・ 緑被率の目標値は、2020 年に 20.9%、2030 年までに 21.5%としている。

委員長

- ・ 羽田空港や河川敷の緑被率については、事務局はどう考えているか。

事務局

- ・羽田空港や河川敷は大田区の特徴であるため、全てを含んだ状態での緑被率を算出するが、ご意見の通り、人が住んでいる場所の緑被率も報告書でまとめ、比較出来るようにする。

委員

- ・昔の大田区は、5割以上は緑地であった。
- ・埋め立て地が出来たり、宅地開発が進んだり、都市化が進んだ状況では緑被率を何%維持しろということは難しい。
- ・宅地になった場所を緑地にすることは困難であるが、現状では区民が壁面緑化を整備する、花を植える以外に方法は無いのではないか。
- ・18地区で花を設定し、特別出張所単位で推進しているが、途絶えてしまっているように感じる。
- ・緑があるということは、各人それぞれの心がけ次第だと思う。
- ・出来る中でベストを尽くす以外には難しいのではないか。
- ・みどりのまちづくりは理想と現実とを考えていかなければ進まない。

委員長

- ・その通りだと思う。

委員

- ・緑の基本計画グリーンプランおおたの目的は、みどり豊かな都市を形成するということであるが、まちづくりを進めるにあたっては住宅を確保する必要や、地域の活性化に寄与する部分も必要である。
- ・まちづくりを進める中でバランスを取りながらみどりを増やすことで、安らぎや潤いも増えるので、そのみどりを守っていこうという趣旨である。
- ・皆様方の協力のもと、目標に向かってみどりのまちづくりを進めていきたい。

委員

- ・建築をすると一定以上の緑化をしなさいというルールがあり、マンションなど規模の大きいものには指導を行うが、一戸建て等の小住宅は市民が緑化のルールを知らない状況にある。
- ・一家に1㎡の緑化という施策を聞いたことがあるが、どのような状況か。

建築審査課長

- ・緑化計画の提出義務があるのは、敷地面積が300㎡を超える規模の住宅・工場・事務所等であり、100㎡程度の標準的な住宅は対象外である。
- ・開発行為による小規模住宅には、緑化基準が設けられている。
- ・300㎡を一つの敷地の基準として緑化計画の対象としている。

委員

- ・小住宅に対しても何とかならないか。
- ・1㎡くらいプランターを作るなど、気持ちで訴える方法はないか。

委員

- ・その提案は素晴らしいと思うが、緑化を強制すると、維持管理で樹木を切っしまい、裸のような樹木がたくさん植わっているようなまちになってしまうのではないか。
- ・緑の豊かな環境がいいなと思える人を育てられ、そういう区民がたくさんいるまちになってくれればいいと思う。

委員

- ・昔の一軒屋の宅地は50坪100坪という敷地であったが、今は1つの宅地に4～5件の住宅が建つような、庭のない小規模住宅が多い。
- ・こうした状況では、空地を求めて緑を植えていくことが至難の技であると考えて計画を進めていく必要があると思う。

環境対策課長

- ・1人1㎡の緑化はグリーンプランおおたにも記載があり、18色の緑づくり支援については緑被率に影響しないが、マンション等でベランダでの緑のカーテンなどを設置するなど取り組んでいる。
- ・マンション等でみどりに興味を持って緑や花を育てているところもあり、事業所単位でも緑のカーテンを設置していただくなど、少しずつ増えている。
- ・緑被率に直結しなくても、1人1㎡で緑を作っていくということは進めていきたい。

委員

- ・18色の緑づくり支援で掲載されている育成講習会の写真ではお年寄りが多いと感じたが、若い方はこのような講習会に興味が無いと思うので、親子で参加できるなどの工夫は考えているか。

環境対策課長

- ・時間と余裕の関係で、高齢者の方が多いということは事実であるが、若い方にも参加していただいている。
- ・課題は受講者の固定化であり、どうやって様々な世代を巻き込めるか、これから考えていかないといけない。

委員

- ・羽田空港や河川敷を緑被面積にカウントし、大田区の緑被率が高いように見せるのはおかしい。
- ・羽田空港のように一般に入れられない場所の緑被面積を含めることは、緑被率の数値をごまかしている気がする。
- ・今の状態では樹木を植えることや公園を増やすなどは簡単に出来ない。
- ・それぞれの自宅での緑化、緑のカーテンやマンションでのプランターの設置においては、立体的

な緑被率を測定し、比較していかないといけない。

- ・私達ができる緑化は、緑のカーテンとプランターくらいであるが、それを増やしていこうと区民一人ひとりが思い、それが少しでも増えているという数字が出てくれば、やる気に繋がるのではないか。
- ・久が原などでは1軒なくなると3軒くらいの細長い住宅が建ち、庭があった家がなくなってしまうが、個人のお宅のことなので何も言えない。
- ・1人1㎡という部分に訴えるとすれば、緑のカーテンとプランターが一番手短ではないか。
- ・立体的な緑被率を何らかの形で出していきたい。

事務局

- ・今回の調査では、緑視率という、人の視界における緑の見え方なども調査しているので、調査結果がまとまったら報告する。
- ・現在のグリーンプランおたの実施計画は平成32年度までであり、新たに今後10年の実施計画を策定する時期を迎えている。
- ・グリーンプランおた実施計画策定時には、今回のようなご意見をどう反映できるか検討していきたい。

委員

- ・区は財産として樹木の保全をしているが、民間では植樹後10年、30年経っても、維持管理費をかけていないため、災害時に倒木となると行政に頼ることになる。
- ・自分の樹木を自分で守る、ということも課題になってくる。
- ・小さな緑を守るということは大事なことで、緑地で埋めればいいという問題ではない。
- ・災害に対する樹木対策についても、行政の指導をいただきながら、民間と行政が協働で緑化を進めていく時代になったのではないかと思う。

委員（まちづくり推進部長）

- ・地球温暖化により雨の降る量と頻度が大きくなっており、防災の視点も強く意識している。
- ・樹木は崖地等の崩壊を防ぐためにも必要であり、公園は災害が起こった場合の避難場所となっている。みどりと防災というのは切っても切れない関係である。
- ・ブロック塀が崩壊した大阪の事件があったが、区ではブロック塀を生垣に変える際の助成を実施している。
- ・災害を未然に防ぐ取組みを各家庭で実践していただきたい、という意味で生垣化を推進したいと思っている。

委員

- ・樹木の維持管理費は、20mの木と10mの木では費用が倍異なる。
- ・大木の維持管理は所有者の課題になっている。
- ・樹木管理や緑地帯の区の助成費用は、今後上がるのか。
- ・大木を多く所有している者に対して、助成費用を上げていくことが大田区の木を守る一つの要素

ではないかと思う。

委員

- ・洗足池の測量結果について、これまでは洗足池の大きさは 40,000 m²、平均深さ 1.5m で貯水量が 60,000 m³とまちのガイドで説明していたが、貯水量が 45,300 m³、深さが約 1.0m になっている。
- ・今までの深さ 1.5m が間違っていたのか、それとも 50cm も水深が浅くなったのか。

都市基盤管理課長

- ・過去の調査は池に重しを沈めて測定する方法であったが、今回の調査方法は音響測深機による方法である。
- ・調査方法が異なるため誤差もあると思うが、今回の最新の結果を公表した。
- ・また、洗足池の大きさ 41,000 m²、貯水量 56,000 m³は、東京都から移管になった際の公表数値ということで、自然保護団体の皆様や様々な活動をされている皆様は、この数値を使っていると聞いている。

委員長

- ・緑被・樹林地・樹木にしても水質においても、我々が普段接していたり気になっていたりする内容であるため、正式な結果が出たらテーマをこれだけに絞って会議を実施できればと思う。

事務局

- ・2月には概要が出せる予定である。

(4) 特別緑地保全地区制度の活用に向けて～緑地評価の考え方(案)～

事務局：(事前送付資料3、当日資料1を基に説明)

委員長

- ・緑地が減っているため、緑地の保全方法を考えなければいけない。
緑地保全の一手法である、特別緑地保全地区制度について改めて詳しい説明があったが、ご意見ご質問をいただきたい。

委員

- ・緑地の保全については、固定資産税はゼロにしていけないと保全は難しいのではないかと。

事務局

- ・特別緑地保全地区は都市計画決定をするため、建築行為等に制限が生じる一方、固定資産税が最大5割減になる。
- ・区としても緑を守っていききたいため、制度の活用について働きかけをしたいと考えている。

委員

- ・保護樹林に指定されると、維持管理のための剪定ができなくなるため、樹木所有者としては指定に対して躊躇する原因になるのではないか。

委員長

- ・特別緑地保全地区制度と保護樹木・保護樹林制度は異なる制度である。

環境対策課長

- ・区では、保護樹林が約 80 箇所、保護樹木は約 1,000 本を指定している。
- ・保護樹木・保護樹林の制度では、50 万円を上限にかかった剪定費用の 2 分の 1 を助成することで、維持管理を支援している。
- ・保護樹木・保護樹林の制度だけでは維持管理できない部分も出てくるため、この特別緑地保全地区の指定や規模等の検討をしていくなかで、こういった支援が出来るのか検討していきたい。

委員

- ・緑地保全は、こちらから働きかけなければ改善されない。
- ・信号機に樹木が被さって、信号が見えない状況でも枝を切ってもらえないところも見かける。
- ・民間に協力をしていただけるよう行政がアプローチをしていかないと実現できない事業ではないか。

環境対策課長

- ・助成・支援はしているが、経費の問題や相続等の問題もあり手入れがいかないという個別の相談が上がってくる。
- ・保護樹木・保護樹林であれば 3 年に 1 度は管理をしてほしいという制度であるが、保護樹木であっても 5 年、10 年放置されているものもある。
- ・そうしたものは道路部門や公園部門と連携し、保護樹木の伐採、剪定等を職員が個別に伺って対応しているところもある。

事務局

- ・特別緑地保全地区に指定する場合は都市計画の手続きにより指定するが、何年に 1 回程度は剪定して緑を守っていくという管理計画も必要になる。
- ・適切な管理をしてもらい、税の低減や補助制度を活用しながら適切に管理されるような形を目指している。

委員

- ・樹木所有者がそのような内容を理解していないことが多い。
- ・制度の内容を PR して協力を求める以外にはないと思う。

委員長

- ・今後も継続して協議を行う。

委員

- ・昨年度4月の都市計画法改正に伴い、田園居住地域という農地と住宅地を合わせた形で緑を保全する用途区分が出来、用途地域区分が12から13になった。
- ・大田区は12の指定を全て揃えているとのことで、生産緑地や区民農園などの緑を保全するという意味で新しく出来た田園居住地域も大田区で指定の検討をしたらいいのではないか。
- ・世田谷区では田園居住地域の指定検討をしているようである。

事務局

- ・大田区では今現在12の用途地域に指定されているが、たまたま全部埋まったという状況である。
- ・大田区は23区の中で農地面積は低い方になる。
- ・生産緑地地区も十数個の指定しかないため、農業との調和という田園居住地域に当てはめるのは難しいのではないかと考えている。

3 閉会